

福 福 第 222 号

平成28年12月 9日

各所属長 殿

岡山県教育庁福利課長  
( 公印省略 )

## 個人型確定拠出年金 (iDeCo) の公務員への拡大について

平成29年1月から、個人型確定拠出年金 (iDeCo) の加入範囲が公務員にも拡大されることに伴い、当該制度への申込手続については次のとおりとしますので、貴所属職員へ周知くださるようお願いします。

### 記

#### 1 制度の概要

確定拠出年金法 (平成13年6月29日法律第88号) によって定められる制度で、公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金であり、掛金を定めて加入者自身が拠出 (積立) ・運用し、掛金と運用益との合計額をもとに決定される給付額を、加入者が60歳以降に年金等として受給できるというものです。国民年金基金連合会が実施主体となり、その委託先である運営管理機関 (金融機関等) が運営・管理を行います。毎月の掛金は、5,000円～1.2万円の範囲で自由に設定 (1,000円単位) できます。

その他詳細については、別紙1のリーフレット、加入者・運用指図者の手引き及び国民年金基金連合会のホームページ (<http://www.npfa.or.jp/401K/>) を参照してください。

#### 2 加入の流れ

##### (1) 運営管理機関の決定

個人型確定拠出年金に加入を希望する者は、別紙2の運営管理機関等一覧表を参考に、加入申込みを行う運営管理機関を選定します。なお、運営管理機関により、取り扱う金融商品の種類や掛金の拠出等に係る各種手数料等が異なるため、注意してください。

##### (2) 必要書類の入手及び記入

運営管理機関から、加入申出書及び事業主証明書の交付を受け、必要事項等を記入します。なお、加入申出書上の「掛金の納付方法」欄については、現状、県給与システムにおいて掛金の給与控除体制が確立していないため、「事業主払込」

ではなく、「個人払込」を選択してください。

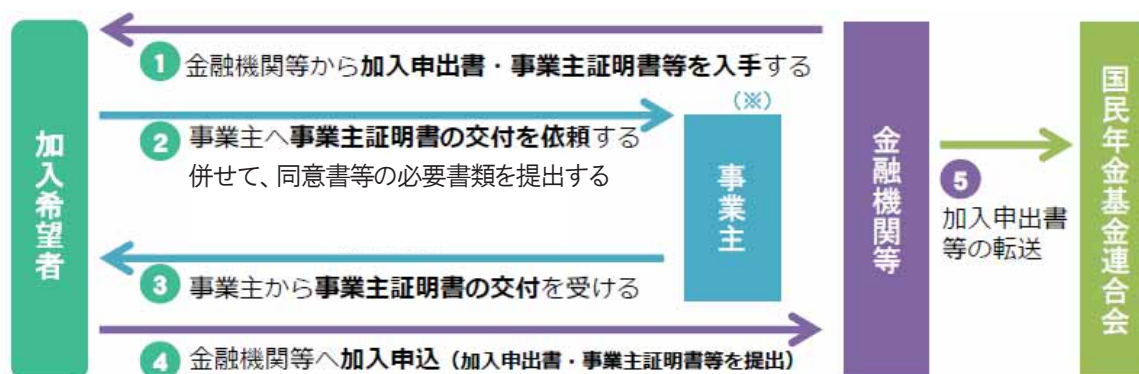
同時に、公立学校共済組合員については別紙3「基礎年金番号等の提供及び利用に関する同意書（共済組合員用）」を、その他の県費負担教職員（社会保険加入者）は別紙4「基礎年金番号等の利用に関する同意書（非共済組合員用）」及び別紙5「基礎年金番号等届出書」を、内容を確認の上、記入してください（なお、別紙3～5の様式については、福利厚生ネットからもダウンロードできます）。

### (3) 事業主証明書及び同意書の提出

福利課福利厚生班へ事業主証明書と同意書等の必要書類を提出し、証明を受けます。福利課で証明及び登録事業所番号等の記載後、加入希望者あてに事業主証明書を返送します（証明には1週間程度掛かりますので、余裕を持って書類を提出してください）。

### (4) 加入申込み

運営管理機関あてに加入申出書及び証明済みの事業主証明書を提出し、加入申込みを行ってください。これを受理した運営管理機関が国民年金基金連合会に転送し、申込受付が完了します。



※事業主は、岡山県教育委員会（担当：教育庁福利課福利厚生班）

## 3 留意事項

- (1) 本制度は、加入者ごとの運用実績に基づいて年金額が決定するため、将来受け取る金額が事前に確定していません。運用方法を加入者自身が決め、運用リスクは加入者自身が負うことになります。
- (2) 加入申込にあたっては、制度概要や契約内容等について運営管理機関に確認するとともに、そのメリット（掛金全額所得控除、運用益非課税、受給時税制優遇措置）とデメリット（元本割れリスク、中途引き出し制限、各種手数料長期的出費）についても十分理解の上で行ってください。
- (3) 毎月の掛金は、個人口座から26日引落とし（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）で控除されますので、残高の確認が必要です。残高不足で納付ができなかった分についての追納はできません。
- (4) 他の事業主（知事部局や組合専従等）への異動、新規採用、転職、早期退職等

の際には、加入者自身で運営管理機関へ変更届等を提出する必要がありますので、ご注意ください。届出の遅延、失念等で拠出ができなかった場合でも、追納はできません。

- (5) 所得控除を受けるためには、年末調整で国民年金基金連合会から届く掛金払込明細書をもとに「小規模企業共済等掛金控除」の「個人型又は企業型年金加入者掛金」欄に拠出額を記入してください。
- (6) 岡山市教育委員会所管の県費負担教職員（岡山市立小中学校の教職員）については、平成29年1～3月に岡山県教育委員会を事業主として加入した場合、給与負担等の移譲に伴い、平成29年4月から事業主が岡山市に変更になるため、ご自身で事業主変更届の提出が必要になります。また、掛金の納付方法や事務フロー等も県と市では異なる可能性があります。

本件担当：福利課福利厚生班 小中 (086-226-7603)
------------------------------------

# 個人型確定拠出年金 iDeCo (イデコ) のご案内

平成29年1月から、専業主婦、公務員の方を含め、基本的に60歳未満のすべての方が利用できるようになります

## 確定拠出年金とは…

- ▶ 「確定拠出年金」は、公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金のひとつです。基礎年金、厚生年金保険と組み合わせることで、より豊かな老後生活を実現することが可能となります。
- ▶ 確定拠出年金の仕組みは、掛金を定めて事業主や加入者が拠出し、加入者自らが運用し、掛金とその運用益との合計額をもとに給付額が決定されるというもので、事業主が実施する「企業型確定拠出年金」と、個人で加入する「個人型確定拠出年金 (iDeCo)」があります。
- ▶ iDeCoの加入者は、これまで自営業者の方などに限られていましたが、**平成29年1月からは、企業年金を実施している企業にお勤めの方や公務員、専業主婦の方を含め、基本的にすべての方が加入できるようになります。**加えて、転職したときなどの積立資産の持ち運び (ポータビリティ) も拡充し、より使いやすい仕組みになります。

## iDeCo (イデコ) とは…

個人型確定拠出年金の愛称です。個人型確定拠出年金の英語表記 (individual-type Defined Contribution pension Plan) から親しみやすい響きの「イデコ」としました。また、「i」には「私」という意味が込められており、自分で運用する年金の特徴が捉えられています。



## iDeCo のメリット

### 3つの税制優遇措置

#### ▶▶▶ 掛金が全額所得控除されます

例えば、毎月2万円ずつ掛金を拠出した場合、税率20%とすると、年間4万8千円 (仮に35歳から60歳までの25年間掛け続けると総額120万円) の節税効果となります。  
※専業主婦や育児・介護休暇などを取得して年間を通じて所得がない方は、掛金を拠出して所得控除が受けられません。

#### ▶▶▶ 運用益も非課税で再投資されます

通常、金融商品の運用益には税金 (源泉分離課税20.315%) ががかかりますが、iDeCoの運用益は非課税です。※積立金には別途1.173%の特別法人税がかかりますが、現在まで課税が凍結されています。

#### ▶▶▶ 受け取る時も税制優遇措置があります

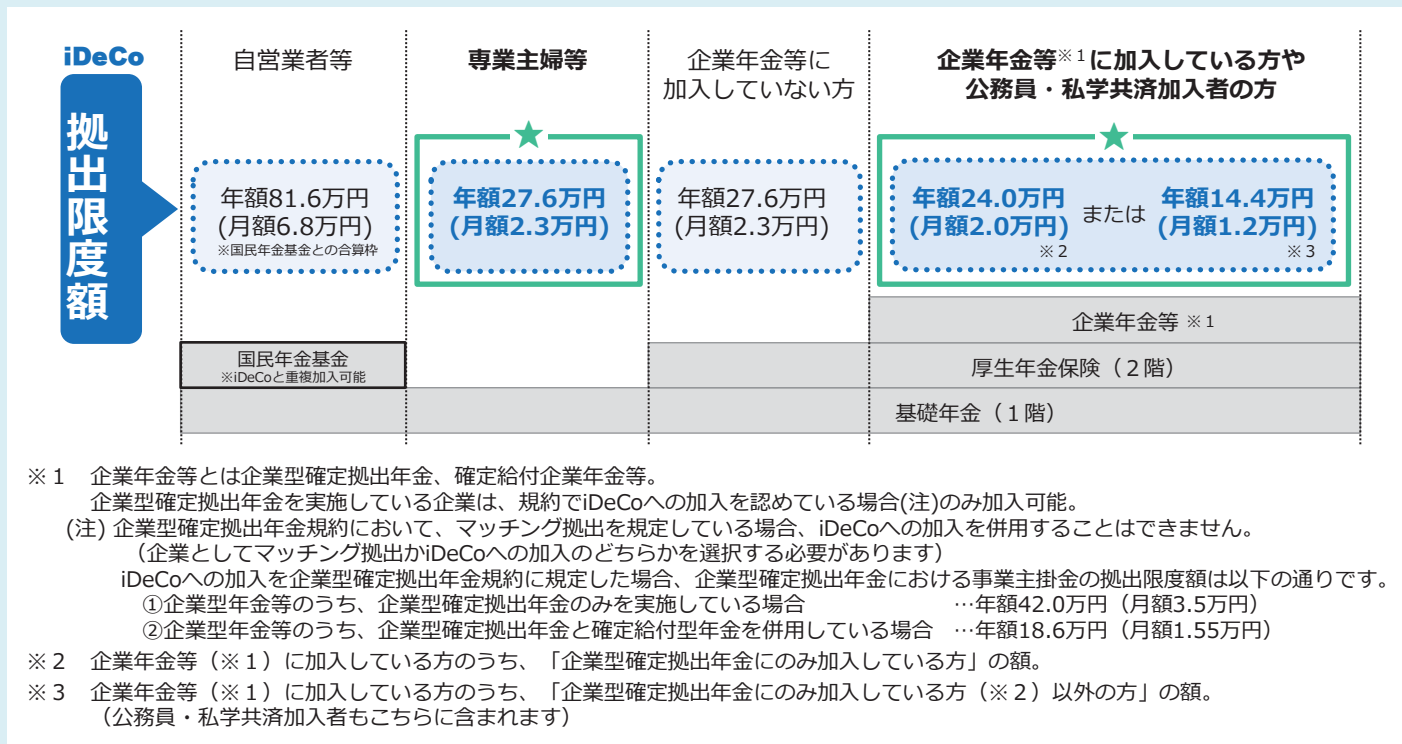
iDeCoの老齢給付金を一時金として受け取る場合は「退職所得控除」、年金として受け取る場合は「公的年金等控除」という大きな控除が受けられます。

## iDeCo に加入するときの留意点は何ですか？

- ▶ iDeCoに加入するに当たっては、以下の3点に留意が必要です。※裏面も参照してください。
- ① **運用は加入者ご自身が行います** → 積立金の運用は加入者ご自身の責任で行われ、受け取る額は運用成績により変動する仕組みです。取扱い金融機関 (運営管理機関) がさまざまな運用商品を提示していますので、よく検討してから加入しましょう。  
※ 運用商品の中には、元本保証のない商品もあります。商品の特徴をよく理解したうえで選択してください。
- ② **中途での引出しに制限があります** → iDeCoは、老後の資産形成を目的とした年金制度であるからこそ、税制優遇措置があります。このため、原則60歳まで引き出すことができませんので、注意してください。  
※ 掛金の額は、原則、年に1回変更することができます。
- ③ **口座管理手数料などがかかります** → 加入時の手数料や毎月の口座管理費などの各種手数料があります。手数料については、国民年金基金連合会や運営管理機関に十分ご確認ください。  
※ さまざまな金融機関が運営管理機関になっており、運営管理機関ごとに手数料が異なります。運営管理機関の一覧は裏面のQRコードでご確認できます。

## iDeCo の加入範囲と拠出限度額

- ・ iDeCoは、基礎年金（1階部分）、厚生年金保険（2階部分）などの公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金（3階部分）のひとつです。
- ・ 下図のうち点線囲みの部分がiDeCoで、掛金には、ご本人の状況に応じた「拠出限度額」(\*)があります。  
(\*) 拠出限度額は、現在月額で設定されていますが、平成30年1月から年単位となります。
- ・ 「★」が平成29年1月から、新たに加入できるようになる部分です。



## iDeCo の掛金の運用

- ・ iDeCoでは、掛金を60歳になるまで拠出し、60歳以降、加入期間などに応じて受給できる年齢が決まります。
- ・ 拠出した掛金の運用は、運営管理機関が提示する運用商品（預貯金、保険商品、投資信託、信託等）の中から、加入者自らが選択し運用します。（複数の商品を選択することもできます。）
- ・ 選択した運用商品は、原則いつでも変更することができます。
- ・ 運用商品の中には、元本保証のない商品もあります。商品の特徴をよく理解した上で選択してください。

## iDeCo の給付

iDeCoは、以下の各種の方法により、給付を受けることができます。

	老齢給付金	障害給付金	死亡一時金
給付方法	5年以上20年以内の有期年金（終身年金を取り扱っている運営管理機関もあります。） ※年金の全部または一部を、一時金として受けとることも可能		一時金
給付要件	加入期間などに応じて、受給できる年齢が異なります 10年以上 ⇒ 60歳    4年以上 6年未満 ⇒ 63歳 8年以上10年未満 ⇒ 61歳    2年以上 4年未満 ⇒ 64歳 6年以上 8年未満 ⇒ 62歳    1年以上 2年未満 ⇒ 65歳	70歳に達する前に傷病によって一定以上の障害状態になった加入者が、傷病が続いた状態で一定期間（1年6か月）を経過した場合に受給可能	加入者等が死亡したときに、その遺族が受給可能

※この他に、一定の要件を満たした場合、脱退一時金の支給を受けることができます。

制度の詳細およびご不明点等は国民年金基金連合会のホームページ(<http://www.npfa.or.jp/401K/>)を参照→



お申し込みは取扱い金融機関等へ  
「運営管理機関一覧」はこちら→  
(<http://www.npfa.or.jp/401K/news/pdf/renrakusaki.pdf>)



# 「個人型確定拠出年金」iDeCo 運営管理機関等一覧表 (業別別・五十音順)

## ●留意点

ご相談は店舗に向くのではなく、必ず電話で相談してください。  
一部の運営管理機関を除き、店舗での相談の受付は行っておりません。

「運営管理機関」は、年金資産を運用するための運用商品を用意している会社で、必要な手続きのご相談や書類の授受を行います。

- ・「受付金融機関」は、運営管理機関同様、必要な手続きのご相談や書類の授受を行います（「受付金融機関」は運営管理機関から、これらの業務を受託しています）。
- ・「受付金融機関」で必要な手続きをお取りいただいた場合、年金資産は、委託元の運営管理機関が用意する運用商品で運用していただくことになります。
- ・なお、「受付金融機関」では運用商品に関する説明を行うことができない場合がありますので、その際は委託元の運営管理機関にお尋ねください。また、名前の後ろに★のある「受付金融機関」では、脱退一時金のご請求ができませんのでご注意ください。

## <銀行>

運営管理機関 : 受付金融機関	問い合わせ先電話番号	
	フリーダイヤル	有料
青森銀行	-	017-734-8608
秋田銀行	-	018-863-1212
足利銀行	0120-719-401	-
池田泉州銀行	0120-996-848	-
伊予銀行	0120-719-401	-
岩手銀行	0120-945-856	-
愛媛銀行	0120-22-0576	-
大分銀行	-	097-538-7566
大垣共立銀行	-	044-741-3093
鹿児島銀行	-	099-223-6665
紀陽銀行	0120-719-401	-
きらやか銀行	-	023-628-3931
群馬銀行	-	027-254-7439
京葉銀行	0120-858-201	-
佐賀銀行	-	0952-25-6401
山陰合同銀行	0120-719-401	-
滋賀銀行	0800-123-1164	-
静岡銀行	0120-286-039	054-344-2026
十八銀行	-	044-741-3863
十六銀行	0120-50-8616	-
荘内銀行	-	023-616-3966
常陽銀行	0120-143-401	-
スルガ銀行	0120-460-401	-
第三銀行	-	0598-25-2804
第四銀行	0800-800-0401	-
千葉興業銀行	-	043-243-1007
中国銀行	0120-605-401	-
筑波銀行	-	029-859-8111

運営管理機関 : 受付金融機関	問い合わせ先電話番号	
	フリーダイヤル	有料
東京都民銀行	-	03-5653-4010
栃木銀行	-	028-633-1253
西日本シティ銀行	0120-845-401	044-741-4431
八十二銀行	-	026-224-5979
肥後銀行	-	044-741-3546
百五銀行	0120-088-105	-
百十四銀行	0120-114-001	087-836-2904
広島銀行	0120-169-401	-
福岡銀行	0120-934-080	-
北越銀行	0120-386-401	-
北陸銀行	0120-401-390	-
北海道銀行	0120-401-580	-
北國銀行	0120-930-169	-
みずほ銀行	0120-089-401	044-741-4531
みちのく銀行	-	017-774-1252
三井住友銀行	0120-758-905	03-3516-8815
三菱東京UFJ銀行	0120-138-401	-
宮崎銀行	0120-719-401	-
山形銀行	-	023-634-7160
山口銀行	0120-401-245	-
山梨中央銀行	-	055-237-4340
ゆうちょ銀行	0120-401-034	044-753-5835
横浜銀行	0120-717-401	-
りそな銀行	0120-401-987	-
埼玉りそな銀行	同上	-
近畿大阪銀行	同上	-
琉球銀行	0120-934-090	-

## <証券会社・投信会社>

運営管理機関 : 受付金融機関	問い合わせ先電話番号	
	フリーダイヤル	有料
SBI証券	0120-581-214	03-5562-7560
岡三証券	-	03-3275-5041
大和証券	0120-396-401	-
青森銀行	-	営業所を除く各支店
野村証券	0120-999-401	-

## <信託銀行>

運営管理機関 : 受付金融機関	問い合わせ先電話番号	
	フリーダイヤル	有料
三井住友信託銀行	0120-825-401	-

運営管理機関 : 受付金融機関	問い合わせ先電話番号	
	フリーダイヤル	有料
楽天証券	0120-545-401	-

## <信用金庫> (共通のコールセンターで対応している信用金庫) 電話番号は、全て「03-6202-0474」

運営管理機関	運営管理機関	運営管理機関	運営管理機関	運営管理機関	運営管理機関
尼崎信用金庫	蒲郡信用金庫	静岡信用金庫	但陽信用金庫	播州信用金庫	信金中央金庫の受付金融機関
淡路信用金庫	川崎信用金庫	しのめ信用金庫	千葉信用金庫	姫路信用金庫	阿南信用金庫
磐田信用金庫	北伊勢上野信用金庫	湘南信用金庫	鶴岡信用金庫	兵庫信用金庫	新井信用金庫
永和信用金庫	北おおさか信用金庫	信金中央金庫	東濃信用金庫	広島信用金庫	大垣西濃信用金庫
越前信用金庫	きのくに信用金庫	西武信用金庫	鳥取信用金庫	平塚信用金庫	小浜信用金庫
愛媛信用金庫	岐阜信用金庫	静清信用金庫	豊田信用金庫	福井信用金庫	倉吉信用金庫
遠州信用金庫	京都信用金庫	瀬戸信用金庫	豊橋信用金庫	福岡ひびき信用金庫	米澤信用金庫
大分みらい信用金庫	京都中央信用金庫	空知信用金庫	長野信用金庫	碧海信用金庫	
大阪信用金庫	京都北都信用金庫	大地みらい信用金庫	中兵庫信用金庫	松本信用金庫	
大阪シティ信用金庫	呉信用金庫	高崎信用金庫	西尾信用金庫	三重信用金庫	
岡崎信用金庫	桑名信用金庫	高鍋信用金庫	西中国信用金庫	横浜信用金庫	
おかやま信用金庫	興能信用金庫	高山信用金庫	西兵庫信用金庫	米子信用金庫	
鹿児島相互信用金庫	埼玉信用金庫	但馬信用金庫	沼津信用金庫		
金沢信用金庫	札幌信用金庫	多摩信用金庫	のと共栄信用金庫		

## <生命保険会社>

運営管理機関 : 受付金融機関	問い合わせ先電話番号	
	フリーダイヤル	有料
ソニー生命保険	0120-104-283	-
第一生命保険	0120-838-401	044-741-3930
日本生命保険	0120-21-8656	-
千葉銀行	-	043-246-7562
富国生命保険	0120-259-150	044-741-3955
東北銀行	0120-164-416	-
明治安田生命保険	0120-401-985	-

## <確定拠出年金専門会社>

運営管理機関 : 受付金融機関	問い合わせ先電話番号	
	フリーダイヤル	有料
ジャパン・ベンション・ナビゲーター	0120-253-554	03-3516-8728
イーPECコース	0120-253-554	-
SMセイコース	0120-401-780	-
三井住友海上コース	0120-401-815	-
SBIベネフィット・システムズ	-	0570-052-401
損害保険ジャパン日本興亜 DC証券	0120-401-648	-
鳥取銀行	0120-86-6915	-

# 「個人型確定拠出年金」iDeCo 運営管理機関等一覧表 (業界別・五十音順)

## <損害保険会社>

運営管理機関 受付金融機関	問い合わせ先電話番号	
	フリーダイヤル	有料
あいおいニッセイ同和損害保険	0120-975-401	-
東京海上日動火災保険	0120-719-401	-
愛知銀行	-	052-262-9543
足利銀行	0120-719-401	-
足利小山信用金庫	-	0285-32-7103
阿波銀行	-	088-623-3131
飯田信用金庫	-	0265-22-4321
伊予銀行	0120-719-401	-
岩手銀行	-	019-623-1111
青梅信用金庫	0120-60-1130	-
大分銀行	0120-719-401	-
大阪シティ信用金庫	-	06-6201-2880
大阪商工信用金庫	-	06-6763-1214
おかやま信用金庫	-	086-223-7672
沖縄銀行	-	098-869-1385
沖縄海邦銀行	-	098-867-6607
香川銀行	0120-575-795	-
香川県信用組合	-	087-833-3312
鹿児島銀行	-	099-223-6665
鹿沼相互信用金庫	-	0289-65-7423
蒲郡信用金庫	0120-719-401	-
鳥山信用金庫	-	0287-83-2513
川崎信用金庫	-	044-220-2411
北上信用金庫	-	0197-63-2307
北伊勢上野信用金庫	-	059-354-9971
北日本銀行	-	019-653-1111
君津信用組合	-	0438-20-1122
紀陽銀行	0120-719-401	-
京都信用金庫	0120-039-933	-
釧路信用組合	-	0154-22-3164
熊本信用金庫	-	096-359-8787
呉信用金庫	-	0823-25-6830
群馬銀行	-	027-254-7439
湖東信用金庫	-	0748-20-2557
甲府信用金庫	-	055-222-0289
神戸信用金庫	-	078-321-7789
西京銀行	-	0834-22-7663
佐賀銀行	-	0952-25-6401
佐賀共栄銀行	-	0952-26-5813
佐賀信用金庫	-	0952-22-2141
山陰合同銀行	0120-719-401	-
三條信用組合	-	0256-35-7311
静岡銀行	0120-286-039	054-344-2026
静岡中央銀行	-	055-962-3410
島根銀行	-	0852-24-1240
湘南信用金庫	-	046-825-1212
十六銀行	0120-50-8616	-
上光証券	-	011-221-8536
新宮信用金庫	-	0735-21-2750
仙南信用金庫	-	0224-24-3077
大光銀行	-	0258-36-4111
第三銀行	0120-719-401	-
たちばな信用金庫	-	0957-24-0027
大東銀行	0120-883-328	-
竹松証券	-	076-262-5262
玉島信用金庫	-	086-526-1353
但陽信用金庫	-	079-422-7721
千葉興業銀行	-	043-243-1007
中京銀行	-	052-249-1693
銚子信用金庫	-	0479-25-2121
筑波銀行	-	029-859-8111
都留信用組合	-	0555-24-4513

## <投信会社>

運営管理機関 受付金融機関	問い合わせ先電話番号	
	フリーダイヤル	有料
さわかみ投信	-	050-3819-6018

## <労働金庫>

運営管理機関 受付金融機関	問い合わせ先電話番号	
	フリーダイヤル	有料
北海道労働金庫	0120-38-6262	-
東北労働金庫	0120-358-162	022-227-1735
中央労働金庫	0120-303-191	-
新潟県労働金庫	0120-191-880	-
静岡県労働金庫	0120-609-123	-
長野県労働金庫	0120-2996-21	-
北陸労働金庫	-	076-231-2166

運営管理機関 受付金融機関	問い合わせ先電話番号	
	フリーダイヤル	有料
東京海上日動火災保険	0120-719-401	-
鶴岡信用金庫	-	0235-22-2587
東京東信用金庫	-	03-5610-1112
東邦銀行	0120-719-401	-
東北銀行	0120-164-416	-
栃木信用金庫	-	0282-23-7114
トマト銀行	-	086-221-1010
富山銀行	-	0766-21-3535
豊田信用金庫	0120-719-401	-
長野県信用組合	-	026-233-5610
長浜信用金庫	-	0749-65-7606
那須信用組合	-	0287-36-1230
南都銀行	0120-165-401	-
新潟県信用組合	-	025-228-4111
西中国信用金庫	-	0832-23-4936
沼津信用金庫	-	055-962-5326
函館商工信用組合	-	0138-23-2101
八十二銀行	-	026-224-6640
日田信用金庫	-	0973-23-3177
飛騨信用組合	-	0557-32-4501
ひまわり信用金庫	-	0246-23-8500
兵庫県信用組合	-	078-391-6317
枚方信用金庫	-	072-841-1191
広島信用金庫	0120-602-030	-
福井銀行	0120-291-552	-
福岡中央銀行	-	092-751-4667
福岡ひびき信用金庫	-	093-661-2341
福島銀行	-	024-525-2606
碧海信用金庫	-	0566-77-8114
豊和銀行	-	097-534-2616
北都銀行	-	018-837-1757
北洋銀行	-	011-261-2366
北國銀行	0120-719-401	-
三重銀行	-	059-354-7120
南日本銀行	-	099-226-1291
宮崎銀行	-	0985-32-8329
宮崎太陽銀行	-	0985-60-6345
武蔵野銀行	-	048-641-6111
焼津信用金庫	0120-719-401	-
八千代銀行	0120-433-814	-
山形銀行	0120-719-401	-
山形信用金庫	-	023-632-2161
米沢信用金庫	-	0238-22-3433
三井住友海上火災保険	0120-168-401	-
関西アーバン銀行	-	06-6281-7755
岐阜信用金庫	-	058-266-2211
きらやか銀行	-	023-628-3931
西京銀行	-	0834-22-7663
諏訪信用金庫	-	0266-23-4567
東濃信用金庫	-	0572-25-2120
東北銀行	0120-164-416	-
富山銀行	-	0766-21-3535
長野銀行	0120-771-023	-
名古屋銀行	-	052-962-4485
東日本銀行	-	03-3273-6221
尾西信用金庫	-	0586-45-1154
日田信用金庫	-	0973-23-3177
平塚信用金庫	-	0463-24-3436
福邦銀行	0120-683-294	-
三重銀行	-	059-354-7141

(労働金庫のみ全国労働金庫協会HP掲載順)

※ 運営管理機関及び受付金融機関に関する情報は、2016年10月21日現在のものです。  
直近の情報については、<http://www.npfa.or.jp/401K/>でご確認ください。

## 基礎年金番号等の提供及び利用に関する同意書

個人型確定拠出年金事務に係る基礎年金番号等の提供及び利用について、下記のとおり取扱います。

## 1. 公立学校共済組合岡山支部における基礎年金番号等の提供について

個人型確定拠出年金（確定拠出年金法（平成13年法律第88号。以下、「法」という。）第2条第3項に定める個人型年金をいう。以下同じ。）に関する事務運営にあたって、組合員が所属する官公署（以下「官公署」という。）が法及び法第56条に定める個人型年金規約に基づく以下2に掲げる事務を遂行するために必要な範囲で行う照会に回答する方法により、組合員の基礎年金番号等を当該官公署に提供する。

## 2. 岡山県教育委員会における基礎年金番号等の利用について

公立学校共済組合岡山支部から取得した基礎年金番号等を、個人型確定拠出年金事務に必要な範囲で利用する。

- ・ 法第62条第1項の規定による申出にあたって添付を要する確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号。）第39条第2項に掲げる書類の作成
- ・ 同規則第45条第1項及び同条第2項の規定による届出書の作成
- ・ 法第71条に規定する個人型確定拠出年金加入者の掛金の源泉控除の実施

## 3. 当該情報の取扱いに関する照会先

公立学校共済組合岡山支部、岡山県教育庁福利課

TEL 086-226-7603

メール hukuri@pref.okayama.lg.jp

上記の取扱いについて同意します。

平成 年 月 日

所属コード

\_\_\_\_\_

所 属

\_\_\_\_\_

職員番号

\_\_\_\_\_

職 名

\_\_\_\_\_

氏 名

\_\_\_\_\_

㊞



## 基礎年金番号等の利用に関する同意書

個人型確定拠出年金事務に係る基礎年金番号等の利用について、下記のとおり取扱います。

## 1. 岡山県教育委員会における基礎年金番号等の利用について

個人型確定拠出年金（確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号。以下、「法」という。）第 2 条第 3 項に定める個人型年金をいう。以下同じ。）に関する事務運営にあたって、年金手帳の写し等により取得した本人の基礎年金番号等について、法及び法第 56 条に定める個人型年金規約に基づき、以下に掲げる事務を遂行するために、必要な範囲で基礎年金番号等を利用する。

- ・ 法第 62 条第 1 項の規定による申出にあたって添付を要する確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号。）第 39 条第 2 項に掲げる書類の作成
- ・ 同規則第 45 条第 1 項及び同条第 2 項の規定による届出書の作成
- ・ 法第 71 条に規定する個人型確定拠出年金加入者の掛金の源泉控除の実施

## 2. 当該情報の取扱いに関する照会先

岡山県教育庁福利課

TEL 086-226-7603

メール hukuri@pref.okayama.lg.jp

上記の取扱いについて同意します。

平成 年 月 日

所属コード \_\_\_\_\_

所 属 \_\_\_\_\_

職員番号 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

基礎年金番号等届出書

岡山県教育委員会 殿

個人型確定拠出年金に関する事務運営のために、次のとおり基礎年金番号等を届出ます。

平成 年 月 日

所属コード \_\_\_\_\_

所 属 \_\_\_\_\_

職員番号 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

貼付欄①

健康保険証の写し  
(表面)

貼付欄②

年金手帳の写し

基礎年金番号、氏名、  
生年月日等が記載さ  
れたページの写しを  
貼付すること

**iDeCo**  
個人型確定拠出年金

# 加入者・運用指図者 の手引き

国民年金基金連合会

2017年1月

## 加入者・運用指図者の方へ

この手引は、iDeCo(個人型確定拠出年金(以下「個人型年金」と称します。))の加入者・運用指図者の方のために、制度の仕組みや手続きについて、ご注意いただきたい事項を説明するために作成したものです。

以下の事項について、次の書類から転記しておく、お問い合わせや届出書類の記入の際、便利です。

- ・加入者の方：個人型年金加入確認通知書( )
  - ・運用指図者の方：個人型年金運用指図確認通知書( )
- 加入者とは、掛金を拠出し、かつ運用の指図を行う方をいいます。運用指図者とは、掛金を拠出せず、運用の指図のみを行う方をいいます。

基礎年金番号

登録事業所番号  
(第2号加入者の方のみ)

お問い合わせ先

制度の一般的な相談・各種手続き及び商品内容に関するお問い合わせ

- ・担当運営管理機関(加入申込み等を行った金融機関等で、連絡先は 通知書に記載されています。)(注)

名称

電話

(注)運営管理機関は、加入申込や各種の届出を受けける受付金融機関を兼ねている場合がほとんどですが、運営管理機関によっては、一部の業務を他社に委託している場合があります。詳しい照会先は、運営管理機関でお尋ね下さい。

年金資産残高及び運用指図・商品の売買等に関するお問合せ  
・担当記録関連運営管理機関(連絡先は 通知書に記載されています。)

名称

電話

手引きの内容及び、加入資格、掛金の納付に関するお問い合わせ  
名称 国民年金基金連合会 確定拠出年金部  
電話 03-5411-6129


## 目次

1 . 掛金の納付について.....	4
2 . 掛金の変更、停止等について.....	5
3 . 氏名、住所の変更について.....	6
4 . 掛金の引落口座や引落金融機関の変更について.....	6
5 . こんなときには届出を（届出一覧）.....	7
6 . 第2号加入者の掛金限度額管理及び 加入資格の確認について.....	9
7 . 掛金の還付について.....	11
8 . 運営管理機関の役割について.....	12
9 . 掛金の運用（運用商品の選択、指図）について.....	13
10 . 運用実績・個人別管理資産額の確認について.....	13
11 . 運用関連運営管理機関の変更について.....	14
12 . 給付金の受け取りについて.....	15
13 . 脱退一時金について.....	16
14 . 税制について（社会保険料控除との比較）.....	18
15 . 国民年金基金連合会の手数料について.....	19
16 . 運営管理機関等の手数料について.....	19
17 . 運用機関（商品提供機関）の倒産について.....	20
18 . 各種の相談や照会について.....	20
19 . 「ポータビリティ」について.....	21
20 . 企業に就職（転職）した場合等について.....	22
21 . 共済組合員の方の注意事項について.....	24
22 . 個人型年金制度における個人情報・特定個人情報の 保護について.....	25

## 1. 掛金の納付について

加入者の方は、原則として、毎月の掛金を翌月の26日（休業日の場合は翌営業日）に口座振替等により納付します。（例えば1月分の掛金は、2月26日に口座振替等で納付します。）

第1号加入者（ ）の方は、すべて本人名義の預金口座からの口座振替となります。

第1号加入者とは、加入者のうち、国民年金の第1号被保険者（自営業者等）である方をいいます。

第2号加入者（ ）の方は、次の のいずれかの選択となります。

事業主払込

（一般事業所等の場合）

給与天引により、事業主の預金口座からの口座振替で掛金を納付する

（国家公務員・地方公務員・私学共済の加入者の場合）

給与天引により、事業主の預金口座からの口座振替又は口座振込により掛金を納付する

個人払込

本人名義の預金口座からの口座振替により、掛金を納付する

第2号加入者とは、加入者のうち、国民年金の第2号被保険者（会社員、公務員等）である方をいいます。

第3号加入者（ ）の方は、すべて本人名義の預金口座からの口座振替となります。

第3号加入者とは、加入者のうち、国民年金の第3号被保険者（専業主婦等）である方をいいます。

口座振替日は、月に1回のみです。後日、再振替や振込による掛金の納付はできません。口座振替日に引落としができない場合、その月の掛金は拠出されなかったという扱い

になります。引落口座の残高については、前日までに確認してください。(掛金については、前納、後納という制度はありません。)

事業主払いで、掛金の振込が認められているケースでも、振込は月に1回のみ実施可能です。(ただし、事業主払いで、納付が困難として連合会が指定するケースについては、納付期日が延期され、改めて納付することが可能です。)

## 2. 掛金の変更、停止等について

掛金額の変更は、1年(4月分の掛金から翌年3月分の掛金の間)に1回に限り行うことができます。(ただし、被保険者種別変更時やお勤め先の企業年金制度(確定給付企業年金、厚生年金基金、企業型確定拠出年金、等)の導入状況に変更があった場合の掛金限度額変更に伴う掛金額変更はこの変更回数に含まれません。)

掛金額を変更したい場合は、「加入者掛金額変更届(K-009)」を受付金融機関に提出してください。

第2号加入者で掛金を給与天引している場合には、事業主(給与支払ご担当部署)にも連絡してください。

掛金の拠出を停止する場合、「加入者資格喪失届(K-015)」を受付金融機関に提出して、運用指図者となって運用だけをするようになります。

(運用指図者となった後に、拠出を再開する場合は、あらためて加入申出の手続きが必要です。)

個人型年金は、老後の所得保障を目的とするものです。加入後は、中途解約して払い戻しを受けることはできません。それまでの積立金については、引き続き運用を続けていただき、60歳以降に給付を受けることになります。(15ページをご参照ください。)

ただし、脱退一時金を受給できる場合があります。(16~17ページをご参照ください。)

### 3. 氏名、住所の変更について

加入者・運用指図者の方が氏名、住所を変更された場合、「加入者等氏名・住所変更届（K - 005）」を受付金融機関に提出してください。

- 「加入者等氏名・住所変更届」などの届出用紙の入手方法
- ・運営管理機関・受付金融機関から入手
- ・国民年金基金連合会のホームページよりプリントアウト

氏名や住所の変更が行われていないと、連合会からの掛金払込証明書や、記録関連運営管理機関からの運用実績等の通知が届きません。

### 4. 掛金の引落口座や引落金融機関の変更について

加入者の方が本人名義の掛金の引落口座や引落金融機関を変更する場合、「加入者掛金引落機関変更届（K - 006）」に必要事項を記載し、「預金口座振替依頼書（K - 007）」を添付して、受付金融機関に提出してください。

なお、連合会や引落金融機関の手続上、引落口座の変更には2ヶ月程度かかることがあります。

手続きが終了するまで、従来の引落口座から掛金が引落されますのでご了承ください。



## 5. こんなときには届出を(届出一覧)

### 1. 各種事項の変更

届出が必要なとき	届出の種類
1 加入者・運用指図者の方が 氏名、住所が変わったとき	加入者等氏名・住所変更届(K-005)
2 加入者の方が掛金の引落口座 や金融機関を変更するとき	加入者掛金引落機関変更届(K-006) 預金口座振替依頼書(K-007)
3 加入者の方が掛金額を変更す るとき	加入者掛金額変更届(K-009)
4 加入者の方が掛金拠出を停止 するとき	加入者資格喪失届(K-015)
5 加入者・運用指図者の方が 運営管理機関を変更するとき	加入者等運営管理機関変更届 (K-004)
6 加入者・運用指図者の方が 死亡したとき	加入者等死亡届(K-014)
7 同一事業所内で他の企業年金 の加入状況等に変更があった とき	加入者他年金加入状況等変更届 (K-028)

## 2. 就職や転職などをしたとき

の手続きを行わないと、掛金の拠出が停止になる場合がありますので、ご注意ください。

### 届出が必要なとき

### 届出の種類

1	(1) 第1号・第3号加入者の方が厚生年金保険の適用事業所に就職し、第2号被保険者になったとき (2) 第2号・第3号加入者の方が国民年金の第1号被保険者(自営業者等)になったとき (3) 第1号・第2号加入者の方が国民年金の第3号被保険者になったとき	加入者被保険者種別変更届 (K-010) (注1)
2	第2号加入者の方が他の厚生年金保険の適用事業所に就職したとき	加入者登録事業所変更届 (K-011) (注1)
3	加入者の方が次のいずれかに該当したとき (1) 企業型年金を実施している企業に就職し、企業型年金の加入者等になったとき。 企業型年金規約で個人型同時加入を認めている場合は除きます。 (2) 農業者年金の被保険者になったとき (3) 国民年金の保険料納付を免除されたとき(国民年金保険料免除該当・不該当届を提出する場合を除く) (4) 日本国内の住所を有しなくなったとき (5) (4)以外の理由により国民年金の被保険者でなくなったとき	加入者資格喪失届(K-015) (注2)
4	第1号加入者の方が障害基礎年金裁定通知を受けたとき又は国民年金法第89条第3号の施設に入所したとき	国民年金保険料免除該当・不該当届(K-013) (注3)

(注1) 第1号・第3号加入者から第2号加入者に変更となる場合は事業主による証明書の添付が必要です。

(注2) 加入者の資格を喪失した理由及び喪失年月日を明らかにする書類の添付が必要です。

(注3) 障害基礎年金の年金証書の写し又は入所している施設の長の証明書の添付が必要です。

## 6. 第2号加入者の掛金限度額管理 及び加入資格の確認について

第2号加入者の方は、他の企業年金の加入状況等の諸条件により、限度額が異なります。連合会では、事業主証明書による届出に基づき加入者の掛金限度額を管理しています。

厚生年金保険の被保険者で、 に該当しない方

月額2.3万円

企業型年金規約で個人型年金に加入することが認められている企業型年金加入者で に該当しない方

月額2.0万円

確定給付企業年金・厚生年金基金の加入者

国家公務員、地方公務員の共済組合員

私立学校教職員共済制度の加入者

石炭鉱業年金基金の坑内員等

月額1.2万円

第2号加入者の方は、法令により、毎年1回、加入資格の変動の有無について届け出ることが義務付けられています。

この届出は、実務上、加入者ご本人に代わって事業主が届け出ることになっています。このため、国民年金基金連合会では、毎年6月頃、登録事業所( )の事業主宛に、記録関連運営管理機関を通じて「第2号加入者の届出書(事業主取りまとめ)兼第2号加入者に係る事業主の証明書(以下「届出書等」といいます。)」をお送りし、以下に掲げる年金制度の加入者等資格の有無について確認を行います。

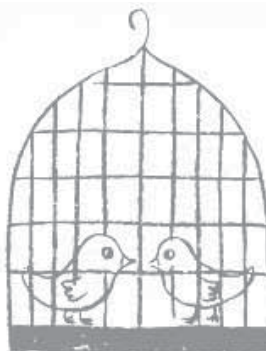
- ・企業型確定拠出年金(以下「企業型年金」といいます。)
- ・企業年金制度(確定給付企業年金、厚生年金基金、等)
- ・国家公務員共済組合又は地方公務員等共済組合
- ・私立学校教職員共済制度
- ・石炭鉱業年金基金

ただし、事業主より回答が無かった場合又は事業主からの届出書等の内容が以下のような場合、国民年金基金連合会は、毎年12月頃、直接加入者ご本人宛に加入資格確認等のための書類を送付します。その書類には必要な手続きについて詳しく記載されていますので、それに沿ってご返答ください。

- (1) 加入者の方が、企業型年金又は企業年金制度の加入状況等に変動があると認められる場合
- (2) 加入者の方が既に退職している

上記の国民年金基金連合会の確認に対して、加入者の方から連絡又は必要な届出がなく、第2号加入者としての加入資格確認ができない場合、加入者の方の掛金の口座引落しは一旦停止されます。その場合は、加入資格の確認ができましたら、掛金の口座引落しを再開いたします。

登録事業所とは、個人型年金の加入者となる従業員(第2号加入者)を使用する事業所として、国民年金基金連合会に登録されている事業所をいいます。



## 7. 掛金の還付について

確定拠出年金は公的年金に上乗せされる年金であり、加入資格のある方しか掛金を拠出することができません。国民年金基金連合会では加入者の資格を確認し、加入資格のない月に拠出された掛金は還付します。(加入資格の確認は、第1号・第3号加入者は毎月の日本年金機構の記録との照合により、第2号加入者は年1回の事業主の証明により行います。)

第1号加入者の方の掛金拠出には国民年金保険料の納付が必要です。毎年3月に、前年の1月分から12月分の国民年金保険料の納付状況をチェックします。また、企業型年金への移換や各種給付の支給の請求があった場合、その都度国民年金保険料の納付状況をチェックします。この結果、国民年金保険料の未納月に掛金が拠出されていた場合は、当該月の掛金相当額を還付します。

第2号加入者の方は、加入者資格喪失届の提出により資格喪失日を確認し、資格喪失月以降に掛金が拠出されていた場合は、当該月の掛金相当額を還付します。

第3号加入者の方は、毎年3月に、前年の1月分から12月分の被保険者種別の状態をチェックします。この結果、国民年金の第3号被保険者の状態が確認できない月に掛金が拠出されていた場合は、当該月の掛金相当額を還付します。

還付に際しては年金資産の取り崩しが必要であるため、還付に伴う事務コストは加入者の方にご負担いただきます。

国民年金基金連合会では、還付に伴う手数料(事務費)として還付金のうちから1,029円を差し引きます。(運営管理機関においても手数料を徴収する場合があります。)

還付に伴い、すでに所得控除を受けている場合には、確定申告の修正申告をしなければなりません。

## 8. 運営管理機関の役割について

確定拠出年金制度の運営上中核となる運営管理機関には、加入者の方に対する運用商品の選定・提示や情報提供（商品説明）等を行う「運用関連運営管理機関」と加入者の方からの運用指図の取りまとめや加入者の方個人毎の記録管理を行う「記録関連運営管理機関」があります。

個人型年金では、金融機関等が運営管理機関として連合会の委託を受け、これらの業務を行います。

運営管理機関は、厚生労働大臣及び内閣総理大臣（金融庁長官）の登録を受けたもので、資産運用の専門家として、加入者の方の立場にたって、具体的な運用商品の選定・提示等を行う義務（忠実義務）を課されています。

運営管理機関は、加入申込や各種届出を受け付ける受付金融機関を兼ねている場合がほとんどですが、運営管理機関によっては、一部の業務を他者に委託している場合があります。

(\*) 国民年金基金連合会は、加入者の方から直接に各種の書類の受付はいたしません。受付金融機関に提出してください。

## 9. 掛金の運用(運用商品の選択、指図)について

加入時に、運営管理機関から提示された商品の中から運用商品を選択します。

その後、運営管理機関が加入者・運用指図者の方に提示した手続き等により、運用商品の変更が可能です。

運用の指図は、加入の申出をするときなどに指定(選択)した運営管理機関(個人型記録関連運営管理機関)に対して、加入者・運用指図者の方が直接指示します。

また、商品の選択・指図については、書類、コールセンター、インターネットによる取扱いとなります。具体的な手続き・方法については、運営管理機関にご確認ください。

## 10. 運用実績・個人別管理資産額の確認について

記録関連運営管理機関は、毎年少なくとも1回、加入者・運用指図者の方に個人別管理資産額、運用指図の内容等を通知することになっています。

その他、コールセンターやインターネット等での確認方法等については、記録関連運営管理機関にお尋ねください。

## 11. 運用関連運営管理機関の変更 について

運用関連運営管理機関の変更は可能です。新しく選択する運営管理機関(受付金融機関)に「加入者等運営管理機関変更届(K-004)」を提出してください。

ただし、運営管理機関の変更は、年金資産を一度現金化する必要があるため、運用商品の現金化に伴うコスト等がかかり、商品によっては元本割れの可能性もあります。

変更にあたっては、現金化コスト等も運営管理機関に照会し、ご確認ください。

なお、運用関連運営管理機関の変更に伴って個人型記録関連運営管理機関も変更となることがあります。

この場合、記録の保存や運用の指図の受付などの窓口も変わりますので、あらかじめ確認してください。

資産が現金化されたり、個人の記録情報が引き継がれるという手順を経なければならないこともあり、届け出てすぐに新しい運営管理機関での取引ができない場合がありますので、この点についても運営管理機関に照会のうえ手続きしていただくことが必要です。





## 12. 給付金の受け取りについて

個人型年金における給付金の種類は、老齢給付金、障害給付金、死亡一時金の3種類です。老齢給付金は、原則60歳から受給できますが、通算加入者等期間により、受給可能年齢が異なりますので注意が必要です。なお、給付以外には資産の途中払い出しはできません。

受給要件は下記のとおりです。

- (1) 老齢給付金... 60歳から受給できますが、60歳時点で通算加入者等期間が10年に満たない場合は、次の年齢で受給することができます。  
(70歳までに支給の請求をしなければなりません。)
  - ・ 8年以上 61歳から受給可能
  - ・ 6年以上 62歳から受給可能
  - ・ 4年以上 63歳から受給可能
  - ・ 2年以上 64歳から受給可能
  - ・ 1月以上 65歳から受給可能
- (2) 障害給付金... 傷病によって一定以上の障害の状態となった加入者・運用指図者の方が、傷病になっている一定期間(1年6ヶ月)を経過してから請求により受給します。
- (3) 死亡一時金... 加入者が死亡したときに、遺族が一時金として受け取ることができます。また、年金を受給中に死亡した場合も、遺族が残額を受け取ることができます。

老齢給付金や障害給付金は、原則、年金として受給します。また、有期年金で受給する場合、5年以上20年以内での受給となります。

ただし、老齢給付金や障害給付金の受給方法について、運営管理機関が、次のような受給方法を用意している場合、その受給方法を選択することができます。詳細については、運営管理機関にお尋ねください。

- ・ 年金ではなく、一時金として一括で受給する方法
- ・ 年金給付を開始し、5年経過後に一括して受給する方法等

給付金を請求する際の手続き、必要な書類などについては運営管理機関にお尋ねください。

## 13. 脱退一時金について

個人型年金は、中途解約して払い戻しを受けることはできません。ただし、次の条件に該当する場合は、脱退一時金を受給することができます。

- (1) 以下 ~ の要件をすべて満たす場合
  - 国民年金保険料の納付を免除されていること ( )
  - 確定拠出年金の障害給付金の受給権者ではないこと
  - 通算拠出期間が3年以下(注1)、又は個人別管理資産が25万円以下であること
  - 最後に企業型年金又は個人型年金の資格を喪失した日から2年以内であること
  - 企業型年金の加入者資格喪失時に脱退一時金を受給していないこと
  - 障害基礎年金裁定通知を受けた者及び国民年金法第89条第3号の施設に入所しているものは除きます。
  
- (2) 最後に企業型年金又は個人型年金の資格を喪失した日がH28.12.31以前の方は、以下の(a)又は(b)の脱退一時金の支給要件を満たせば、脱退一時金を受給することが認められています。
  - (a) 個人型年金に加入できない方(加入資格がない方(注2))が、以下 ~ の要件をすべて満たす場合
    - 60歳未満であること
    - 企業型年金の加入者でないこと
    - 確定拠出年金の障害給付金の受給権者ではないこと
    - 最後に企業型年金又は個人型年金の資格を喪失した日から2年以内であること
    - 通算拠出期間が3年以下(注1)、又は個人別管理資産額が50万円以下であること
    - 企業型年金の加入者資格喪失時に脱退一時金を受給していないこと

- (b) 個人型年金に加入できる方（加入資格がある方（注2））が以下の～の要件をすべて満たす場合
- 継続個人型年金運用指図者（企業型年金加入者の資格喪失後、企業型年金運用指図者又は個人型年金加入者となることなく個人型年金運用指図者となった者で、その申出をした日から起算して2年経過している者）（注3）であること
  - 確定拠出年金の障害給付金の受給権者ではないこと
  - 通算拠出期間が3年以下（注1）又は個人別管理資産額が25万円以下であること
  - 継続個人型年金運用指図者となった日から2年以内であること
  - 企業型年金の加入者資格喪失時に脱退一時金を受給していないこと

（注1）掛金を拠出しなかった期間は含みません。企業型年金や企業年金制度から個人型年金に年金資産を移換している場合、それらの加入期間も含みます。

（注2）H28.12.31までの制度の加入資格要件で判定します。

次のいずれかに該当する場合は、個人型年金の加入資格はありません。（次のいずれにも該当しない場合は、個人型年金の加入資格を有します）

- ・ 国民年金保険料の納付免除等の承認を受けている者
- ・ 第3号被保険者
- ・ 国内非居住者（国民年金の第2号被保険者である者を除く）
- ・ 企業年金（厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金）制度の対象者
- ・ 私立学校教職員共済の対象者
- ・ 国家公務員共済組合又は地方公務員等共済組合の組合員

（注3）H28.12.31までの制度の加入資格要件で判定します。運用指図者となる申出をしたときから継続して、個人型年金の加入資格のある方に限ります。従って、当該申出以降、国民年金保険料の納付免除等を受けた期間のある方、国民年金の第3号被保険者の期間のある方、企業年金制度に加入した期間のある方などの場合は対象になりません。

## 14. 税制について (社会保険料控除との比較)

確定拠出年金においては、拠出段階(掛金)、運用段階(年金資産)、給付段階(給付金)のそれぞれの段階で、税制上の優遇措置が講じられています。

個人型年金の掛金については、全額所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象となり、所得税、住民税が軽減されます。

第1号・第3号加入者の方と、第2号加入者で個人払込をされている方については、国民年金基金連合会が毎年10月に、その年の掛金について掛金払込証明書を送付しますので、確定申告や年末調整(給与所得者の場合)の際、添付してください。(初回の掛金の納付が10月以降の場合、翌年の1月に送付します。)

なお、第2号加入者の方で掛金が給与天引きされる場合は、社会保険料と小規模企業共済等掛金の額との合計額を控除した残額に相当する金額の給与等の支払があったものとして、源泉徴収額が算出されます。掛金払込証明書は発行されません。

社会保険料控除の場合は、世帯主などが生計を共にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合にも所得控除を受けることができるのに対して、小規模企業共済等掛金控除は、加入者の方本人の掛金しか所得控除の対象となりません。個人払込の掛金の口座振替が本人名義の口座に限ることとされているのもこのためです。

## 15. 国民年金基金連合会の手数料について

個人型年金の実施者である国民年金基金連合会はその事務費用に充てるため、個人型年金規約に基づいて以下により加入者の方や企業型年金からの移換者の方（加入者及び運用指図者）に手数料をご負担していただくこととしています。

加入者の方や企業型年金からの移換者の方（加入者及び運用指図者）について加入時又は移換時に手数料として2,777円をご負担していただきます。加入者の方については、初回の掛金又は企業型年金から移換された資産のうちから、企業型年金から資産を移して運用指図者となる方については、移換された資産のうちからそれぞれ差し引きます。

加入者の方には、手数料として毎月の掛金のうちから103円をご負担していただきます。

還付が発生した場合、手数料として還付金のうちから1,029円を差し引きます。

## 16. 運営管理機関等の手数料について

運営管理機関は、確定拠出年金制度の中核をなすものです。各運営管理機関が、質の高いサービスをより低コストで提供できるよう、自由に創意工夫と競争を行うことが、制度の発展・加入者の方の利益に結びつくこととなります。

従って、運営管理機関のサービスや手数料の内容・水準・徴収方法等について国民年金基金連合会が統一的に管理することは行わないこととしており、それぞれ特色があります。

## 17. 運用機関(商品提供機関)の倒産について

確定拠出年金は、自己責任で加入者の方が運用方法を選択する制度であり、加入者の方が選択した商品を提供する機関が破綻した場合には、金融に関する各業法などの規定に基づいて、預金保険機構（預金）、生命保険契約者保護機構（保険商品）などから一定額までの保護がなされることとなっています。ただし、給付以外には現金で引き出すことはできません。

例えば、預金については、一般の預金と確定拠出年金で運用指図している預金の残高を合計して1人1金融機関について元本1千万円までとその利息が預金保険制度で保護されます。各運用商品の具体的な保護内容については、運営管理機関でご確認願います。

## 18. 各種の相談や照会について

制度の一般的な相談・諸手続き及び商品内容の照会については、運用関連運営管理機関（受付金融機関）に、個人別管理資産額については記録関連運営管理機関におたずねください。

お問い合わせ先が不明な場合、加入時にお送りした「加入確認通知書」又は「運用指図確認通知書」に、ご相談・ご照会内容ごとのお問い合わせ先が掲載されていますので、ご確認ください。

国民年金基金連合会確定拠出年金部（TEL03（5411）6129）でも、制度の概要や加入資格及び掛金の納付についてお答えしております。

## 19. 「ポータビリティ」について

離転職しても、確定拠出年金で積み立てた年金資産と記録は、持ち運ぶこと（ポータビリティ）ができます。ただし、個人型年金から企業型年金に、又は企業型年金から個人型年金に運ぶ場合、年金資産を一旦、現金化し、移換することになります。

### 1. 企業型年金と個人型年金との間での移換

次のような場合、個人型年金の年金資産を、企業型年金に移換することになります。

- ・企業型年金導入企業に就職し、その年金の対象者になったとき
- ・勤務している企業が企業型年金を新たに導入し、その年金の対象者になったとき

次のような場合、企業型年金の年金資産を、個人型年金に移換することになります。

- ・企業型年金の対象者が転職したとき
- ・企業型年金の対象者が役員就任等で、その年金の対象者でなくなったとき

### 2. 厚生年金基金・確定給付企業年金から個人型年金への移換

厚生年金基金・確定給付企業年金を脱退した方が、厚生年金基金・確定給付企業年金の脱退一時金相当額を、以下の要件を満たす場合、個人型年金に移換することができます。

#### 1. 厚生年金基金からの移換

- (1) 個人型年金の加入者であること
- (2) 厚生年金基金を脱退後1年以内に、移換元の厚生年金基金に移換を申し出ること

#### 2. 確定給付企業年金からの移換

- (1) 個人型年金の加入者であること
- (2) 確定給付企業年金を脱退後1年以内に、移換元の確定給付企業年金に移換を申し出ること

### 3. 企業年金連合会から個人型年金への移換

厚生年金基金・確定給付企業年金を脱退した方が、脱退一時金を受け取らずに企業年金連合会（旧：厚生年金基金連合会）に移換した年金給付等積立金を、以下の要件を満たす場合、個人型年金に移換することができます。

- (1) 個人型年金の加入者であること
- (2) 個人型年金の加入者の資格を取得してから3ヶ月以内に、移換元の企業年金連合会に移換を申し出ること

## 20. 企業に就職（転職）した場合等 について

就職（転職）した企業の年金制度に応じて、下記の手続きが必要となります。まずは、受付金融機関にご連絡ください。

- (1) 就職（転職）先の企業に企業型年金の制度があり、その対象者となる場合（企業型年金規約において個人型年金への同時加入を認めていない場合）

個人型年金の加入者の資格がなくなりますので、速やかに「加入者資格喪失届（K - 015）」を加入者の資格を喪失した理由及び喪失年月日がわかる書類を添付して受付金融機関に提出してください。

なお、この場合、これまで積み立てた資産を企業型年金に移さなければなりません。詳細な手続きに関しては、就職（転職）先企業の人事・労務のご担当の方にご確認してください。

- (2) 就職（転職）先の企業に企業型年金の制度があり、その対象者となる場合（企業型年金規約において個人型年金への同時加入を認めている場合）

企業型年金とは別に、加入中の個人型年金を継続したい場合は、加入者資格の喪失手続は不要です。就職（転職）先が記入した「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書（K - 101）」を添付して、「加入者登録事業所変更届（K - 011）」を受付金融機関に提出してください。



- (3) 就職（転職）先の企業に企業年金制度があり、その対象者となる場合及び公務員等となり共済組合員の資格を取得した場合

引き続き、個人型年金の加入者として掛金を拠出することができます。就職（転職）先が記入した「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書（K - 101）」を添付して、「加入者登録事業所変更届（K - 011）」を受付金融機関に提出してください。

- (4) 就職（転職）先の企業に企業型年金も企業年金制度もない場合

引き続き、個人型年金の加入者として掛金を拠出することができます。

第1号（又は第3号）加入者の方が厚生年金の適用事業所に就職された場合は、国民年金の資格種別が第1号（又は第3号）被保険者から第2号被保険者になりますので、就職（転職）先が記入した「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書（K - 101）」を添付して「加入者被保険者種別変更届（K - 010）」を受付金融機関に提出してください。

また、第2号加入者の方が就職（転職）した場合は、就職（転職）先が記入した「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書（K - 101）」を添付して、「加入者登録事業所変更届（K - 011）」を受付金融機関に提出してください。



## 21. 共済組合員の方の注意事項 について

### 1. 共済組合員の方専用の帳票について

事務処理を円滑に進めることを目的に、一部の帳票につきまして、一般事業所の第2号加入者と区別し、共済組合員専用の帳票を準備しておりますので、混同しないようご注意ください。

#### 【共済組合員専用帳票】

- ・事業所登録申請書（事前登録用）(K - 029)
- ・個人型年金加入申出書（共済組合員用）(K - 001D)
- ・第2号加入者に係る事業主の証明書（共済組合員用）(K-101B)
- ・預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書（共済事業所用）(K - 007B)
- ・加入者掛金納付方法変更届（共済組合員用）(K - 008B)  
共済組合員ではない職員の方は、上記帳票ではなく、一般事業所の第2号加入者と同じ帳票を使用していただきますので、ご注意ください。

### 2. 「事業主払込」を選択している加入者が、異動や休業等やむを得ない理由により掛金の納付を行うことができなかったとき

やむを得ない理由で納付されなかった掛金については、加入者が国民年金基金連合会に「調整月納付に係る届書」を提出することによって、同一年の9月又は12月に事業主払込により掛金の納付を行うことができます。

また、異動に伴い所属する事業所を変更する必要がある場合は、以下の書類もご提出ください。

#### （事業所変更の際の提出書類）

- ・加入者登録事業所変更届（K - 011）
- ・第2号加入者に係る事業主の証明書（共済組合員用）(K - 101B)

## 22. 個人型年金制度における個人情報・特定個人情報の保護について

国民年金基金連合会では、加入者等の皆様からお預かりしている大切な個人情報・特定個人情報を保護するため、個人情報保護法、番号法や確定拠出年金法など関係する法令や個人型年金規約に基づき、適正に取り扱うこととしております。

### 記

#### 1. 個人情報保護への取組み方針

国民年金基金連合会では、個人情報保護法をはじめとする関係法令及び規程等を遵守し、お客さまからお預かりしている大切な個人情報（国民年金基金制度に係るものは、別途定める「個人情報保護宣言」によります。）の適正な管理・利用と保護に努めます。

国民年金基金連合会では、2に定める利用目的の範囲内において、お客さまからお預かりしている個人情報を取り扱います。

国民年金基金連合会では、お客さまにより良いサービスを提供させていただくため、適正な方法により必要な範囲で個人情報を取得いたします。

国民年金基金連合会では、個人データ管理責任者を置き、取得した個人情報の適正な管理に努めます。

国民年金基金連合会では、個人情報の取扱いに関するお客さまからのお問い合わせに対し、迅速かつ適切な対応に努めます。

国民年金基金連合会では、お客さまの信頼を損なうことがないように、個人情報保護のための措置をよりよいものとするために努力してまいります。

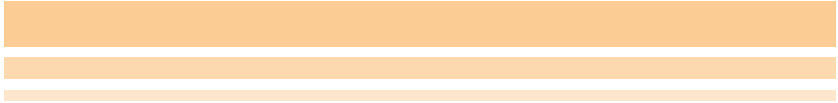
## 2．個人情報の利用目的について

国民年金基金連合会は、加入者等の皆様からお預かりした個人情報は、確定拠出年金法の業務を行うために必要な範囲で利用させていただきます。具体的には、以下のとおりです。

制度への加入資格の審査など、制度への加入手続  
制度への加入後の加入資格の確認など、加入者等の皆様の加入状況の把握及びその記録の管理  
掛金の収納、手数料の徴収など制度における必要な費用の受領  
運用商品の指図  
資産の管理  
給付及び脱退一時金の支給  
企業型年金制度及び他の企業年金制度との間の移換手続  
自動移換者の状況の把握及びその記録の管理  
個人別管理資産額その他必要な事項の加入者等への通知  
個人型年金制度に関する情報の提供  
個人型年金の健全な発展を図るために必要な調査・研究  
その他法令及び個人型年金規約に定めのある場合

## 3．個人情報の利用について

国民年金基金連合会は、個人型年金制度の業務を行うため、確定拠出年金法等に基づき、受付金融機関（多くの場合、運用関連運営管理機関が兼ねています。）運用関連運営管理機関、記録関連運営管理機関（自動移換業務を行う特定運営管理機関を含みます。）資産を管理する金融機関（事務委託先金融機関といいます。）などの機関及び国民年金基金連合会が指定する者に、業務を委託しています。よって、加入者等の皆様からお預かりした個人情報は、これらの機関の間で、個人型年金業務を行うために必要な範囲で提供が行われ、利用されることとなります。また確定拠出年金の老齢給付金及び脱退一時金の裁定にあたり、各記録関連運営管理機関及び国民



年金基金連合会では、他の記録関連運営管理機関及び国民年金基金連合会に対して、裁定に必要な記録の提供を求める場合があります。各記録関連運営管理機関から提供の求めがあった場合、各記録関連運営管理機関及び国民年金基金連合会は、加入者の皆様の記録を提供いたします。

このほか、国民年金基金連合会は、加入者の皆様の国民年金の加入資格を確認するため、日本年金機構に個人情報を提供します。

また、第2号加入者の皆様の加入状況を確認するため、勤務先の事業主に個人情報を提供する場合があります。

加入者等の皆様が個人型年金制度から企業型年金制度に移換される場合には、加入者等の皆様の個人情報は、移換先の制度において業務を担当する機関に引き継がれます。

なお、国民年金基金連合会及び記録関連運営管理機関は、個人情報を移換した後も、個人型年金加入者等原簿記載事項及び個人型年金加入者等帳簿記載事項（下記4.(5)参照）を保存することとされています。

このほか、業務を委託する際に、受託者に個人情報を提供することがあります（個人情報保護法第23条第4項第1号）。この場合、受託者の個人情報の取扱いについては、委託契約において、個人情報の適切な取扱いを定めることとしています。

個人型年金制度においては、毎年、第2号加入者の皆様の掛金限度額管理及び制度への加入資格を確認することとしており、第2号加入者の皆様の、毎年1回、企業年金制度等の加入の有無について届け出ることとなっています（確定拠出年金法施行規則第45条）。

国民年金基金連合会では、現在、第2号加入者の皆様の掛金限度額管理及び加入資格を確認するため、第2号加

入者の皆様が属する事業所の事業主に対して、文書にて  
ア．氏名、イ．基礎年金番号  
の個人情報を提供し、企業年金制度等の加入の有無につ  
いてご回答いただき、上記の届出に代えています。  
この事業主に対する個人情報の提供については、個人情  
報保護法第 23 条第 2 項に基づき停止を求めることがで  
きます。  
(この場合、第 2 号加入者の皆様は、毎年、自ら又は事業  
主を介して届出を行っていただく必要があります。) 提  
供の停止については、国民年金基金連合会確定拠出年金  
部 (TEL03 (5411) 6129) までお問い合わせ下さい。

、及びでご説明した場合や個人情報保護法  
上認められた場合 (第 23 条) を除いて、加入者等の皆  
様の個人情報を外部に提供する場合には、あらかじめ、  
加入者等の皆様ご本人の同意を得ることといたします。

#### 4．特定個人情報の取扱いについて

国民年金基金連合会では、特定個人情報取扱規定を策定  
し、加入者等の皆様の個人番号及び特定個人情報 (以下「特  
定個人情報等」という。) を適切に取り扱います。

国民年金基金連合会では、個人情報及び特定個人情報等  
に関する法令、個人情報保護委員会が策定するガイドライ  
ンその他の規範を遵守し、特定個人情報等を適正に取り扱  
います。

国民年金基金連合会では、特定個人情報等の漏えい、滅  
失、又は毀損の防止その他の特定個人情報等の適切な管理  
のために必要な措置を講じます。

国民年金基金連合会では、特定個人情報等の取り扱いに  
関するお客さまからのお問い合わせに適切に対応いたします。

## 5．特定個人情報等の利用目的

国民年金基金連合会は、年金及び一時金の支払いに伴ない、年金及び一時金の支払いを行った者の住所の税務署、市町村の長に提出が必要な調書の作成に係る事務のために特定個人情報等を利用します。

## 6．開示などのご請求について

国民年金基金連合会に対する、個人情報保護法に基づくご自身の個人データの開示等（保有個人データの利用目的の通知、保有個人データの開示、保有個人データの内容の訂正、追加又は削除、保有個人データの利用の停止若しくは消去又は第三者への提供の停止をいいます。）の請求の手續は、以下のとおりです。

### (1) 請求の方法など開示等に関するお問い合わせ先・開示等請求の受付先

下記まで、郵送又は来所にて手續をお願いします。

〒106-0032

東京都港区六本木6 - 1 - 21 三井住友銀行六本木ビル9F

国民年金基金連合会確定拠出年金部

TEL 03(5411)6129

### (2) 開示等の請求に際し、必要となる書類

個人情報保護法に基づく開示等の請求に際しては、請求の内容及び請求者がご本人様であることを確認させていただくため、次のような書類の送付又は提示をお願いいたします。

国民年金基金連合会所定の開示等請求書（国民年金基金連合会にお問い合わせ下さい。）

来所による請求の場合は、請求されるご本人（代理人による請求の場合はご本人及び代理人）の運転免許証、健康保険の被保険者証等の公的証明書であって、の開示等

請求書に記載されている請求されるご本人の名前及び住所と同一の氏名及び住所（居所）が記載されているもの郵送による請求の場合は、の公的証明書のコピー及び請求されるご本人（代理人による請求の場合はご本人及び代理人）の住民票の写し又は外国人登録原票の写し代理人による請求の場合には、代理を示す旨の委任状又はこれに準ずる書類

### （3）開示等の方法

個人情報保護法に基づく開示等は、書面の郵送により行います。

（なお、代理人による請求の場合であっても、未成年者又は成年被後見人の法定代理人からの請求を除き、書面の郵送は、ご本人に対して行います。）

### （4）手数料

個人情報の開示等の請求のうち、保有個人データの利用目的の通知及び保有個人データの開示については、1件につき、手数料300円を申し受けます。開示等の請求をされる際に、受付にお支払い下さい。（郵送で請求する場合には、手数料相当額の切手又は定額小為替を同封するか、又は現金書留にてご送付下さい。）

### （5）開示等請求においてご留意いただきたいこと

個人データのうち加入者等原簿事項及び加入者等帳簿事項の開示（閲覧）の請求は、国民年金基金連合会又は記録関連運営管理機関がお受けいたします。この場合、閲覧の請求手続は、個人情報保護法の手続とは別の手続になりますので、国民年金基金連合会確定拠出年金部（TEL 03（5411）6129）又は記録関連運営管理機関までお問い合わせ下さい。

加入者等原簿に記載されている事項

国民年金基金連合会



加入者等帳簿に記載されている事項

記録関連運営管理機関

個人データの訂正の請求は、確定拠出年金法令等に定める変更手続による場合には、受付の金融機関で対応いたします。受付の金融機関にご相談下さい。

個人データの利用目的の通知、個人データの利用停止又は消去及び第三者への提供の停止は、当該対応を請求する機関に対して直接行ってください。

#### 7. 個人情報の取扱いに関する相談について

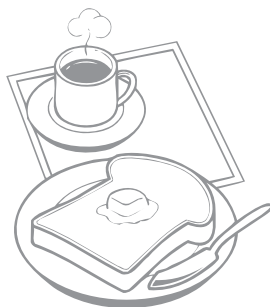
国民年金基金連合会では、個人型年金制度に関する個人情報の取扱いについて、相談を受け付けております。受付窓口は下記のとおりです。

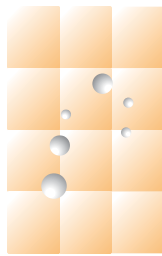
〒106-0032

東京都港区六本木 6 - 1 - 21 三井住友銀行六本木ビル 5F  
国民年金基金連合会 総務部 総務課

TEL 03-5411-0211

(土・日・祝日・年末年始を除く 9時～17時45分)





発行者：国民年金基金連合会 確定拠出年金部  
<http://www.npfa.or.jp/401K>

住 所：〒106-0032  
東京都港区六本木6-1-21 三井住友銀行六本木ビル9F

電 話：03-5411-6129

国民年金基金連合会